

2026年2月9日

各 位

東京都渋谷区東一丁目26番30号
会社名 株式会社モブキャストホールディングス
代表者名 代表取締役CEO 藪 考 樹
(コード番号: 3664 東証グロース)
問合せ先 取締役管理管掌 知久峻輔
(TEL.03 - 6820 -4191)

当社に対して提出された株主提案とこれに対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、当社株主（以下「提案株主」といいます。）より、2026年3月24日開催予定の当社第22回定時株主総会における議案について、別紙の内容の株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を受領しておりましたが、本日開催の臨時取締役会において、本株主提案に関する当社取締役会の意見を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案株主

提案株主名：個人株主であるため氏名の開示は控えさせていただきます。

2. 本件主提案の内容及び提案の理由

(1) 議題

自己株式取得の件

(2) 議案の要領及び提案の理由

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、提案株主から提出された本株主提案の該当記載を原文のまま掲載したものであります。

3. 当社取締役会の意見

自己株式取得の件

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対します。

(2) 理由

①現時点で分配可能額がなく、自己株式取得を実行できる財務上の余地がありません。

当社は利益剰余金がマイナスであり、現実には分配可能額がない状況です。このような状況下で

自己株式取得の枠のみを設定することは、株主の皆様にご自己株式取得が直ちに行われるとの期待を抱かせてしまい、結果として失望を招くおそれがあるため、適切ではないと考えております。

②本提案が可決されても、当然に取得実行されるわけではありません。

本提案の自己株式取得の株主総会決議は、取得の要否・時期・方法について取締役会の経営判断に委ねる授權の性質を有します。しかしながら、上記のように、当社は、自己株式取得を実行できる財務上の余地がない状況にあります。したがって、株主の皆様に対する実質的な還元策としての確実性に乏しく、株主総会で決議することが適切ではないと判断しております。

③当社は、企業価値向上のための事業基盤強化を優先すべき局面にあります。

当社は、上記のような状況下で、まず事業価値を高め、利益を安定的に創出できる体質へ転換した上で、その成果として配当や自己株式取得等の株主還元を検討することが、株主の皆様の中長期的利益に資すると考えております。現時点での自己株式取得は、一時的な株価対策にとどまり、企業価値向上に資さないおそれがあると判断しております。

なお、当社が保有する関係会社株式の売却等の方法により自己株式取得の原資確保をしても、そのような短期的な施策では、中長期的な企業価値の向上には繋がらず、一時的な株価対策にとどまり、企業価値向上に資するものでなく、結果として株主の皆様のご利益に繋がらないと考えております。

④希薄化に対する株主の皆様のご懸念は真摯に受け止め、今後の説明責任と資本政策運営を一層強化してまいります。

株主の皆様への影響を重く受け止め、今後の資本政策については、必要性・相当性、株主価値への影響、コミュニケーションを含め、より丁寧な検討と説明に努めます。もともと、現時点で企業価値向上に向けた事業基盤の強化が最優先であるとの判断は変わらず、本提案への賛同は適切ではないと考えております。

⑤株主還元については、利益創出と分配可能額の確保を前提に、機動的に検討します。

当社は株主還元の重要性を認識しており、将来、利益の創出と財務基盤の改善が進み、分配可能額が確保される局面において、配当や自己株式取得を含む還元策を総合的に検討してまいります。

以上の理由により、当社取締役会は、本提案に反対いたします。

以上

別紙 本株主提案の内容

自己株式取得の件

(1) 議案の要領

株式会社モブキャストホールディングスは、総会終結のときから1年以内に自社の普通株式を、株式総数25,000,000株、取得価格の総額7.5億を限度として、金銭の交付をもって取得する。

(2) 提案の理由

貴社は、2025年10月3日付の取締役会決議において、第36回新株予約権(当初行使価額46円)、第37回新株予約権(行使価額46円)、第38回新株予約権(行使価額46円)の発行を決議し、その権利が行使されて、それぞれ、20,000,000株、5,000,000株、5,000,000株の合計30,000,000株の株式が新規に発行された(現時点で、第38回新株予約権が行使されたかは未定)。第36回新株予約権(当初行使価額46円)、第37回新株予約権(行使価額46円)による調達額は、11億5000万円を下らない。また、新規で発行された株式による希釈率は、2025年6月30日現在の発行済株式総数59,638,408株を基準とした場合には、50%を超え、大規模な希薄化が生じるものであった。希薄化率が25%以上になる場合には、有価証券上場規程第432条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議等による株主の意思確認手続きのいずれかが必要となる所、貴社は①を選択し、株主には、意思を表明する機会が与えられなかった。大規模な希薄化により、当時の株主が保有する株式価値は大きく低下した。

ところで、2025年8月14日(木)第22期2025年12月期第二四半期決算説明資料のP.5によれば、当社は投資事業において、44.5億円の保有株式持分価値を有し、かつ、これらを戦略的譲渡することで収益化につなげるとしている。なお、2025年8月14日2025年12月期第2四半期(中間期)決算短信の連結貸借対照表によると、営業投資有価証券は、1億1324.5万円であるから、現在、43億円以上の膨大な含み益があると推察される。

また、2023年02月13日(月)第19期2022年12月期決算説明資料のP.15、2023年08月14日(月)第20期2023年12月期第2四半期決算説明資料のP.14に「今期は子会社を除く投資有価証券の一部譲渡を見込んでおり、IP投資育成事業にて特別利益として約10億円を計画」と記載しているが、その全ての売却は未だなされていない。2024年8月14日(水)第21期2024年12月期第2四半期決算説明資料のP.5に「IP投資育成事業において、営業投資有価証券の譲渡により、売上約2.5億円を計上。」とあることから、未譲渡のものが、残り7.5億円分あるはずである。

さらに、2023年02月13日(月)第19期2022年12月期決算説明資料のP.11、2023年08月14日(月)第20期2023年12月期第2四半期決算説明資料のP.15には投資有価証券の一部譲渡により、「上記計画を達成させ『株主還元』と『継続企業の前提に関する注記』の解消を実現する方針」と記載しているが、その後の新株発行による大規模希釈化により株主が保有する株式価値は大きく低下するばかりで、一切の『株主還元』も受けていない。なお、実際は、上記『株主還元』を実現と説明した後の、2024年10月4日付の取締役会に

て第35回新株予約権が決議され、普通株式 15,000,000株が新規に発行されている。2024年6月30日現在の発行済株式総数 44,638,408株であったことから、ここ1年半の間での新株発行により希釈化率は100%を超えるものであった。さらに、2024年3月26日に実施された第20回定時株主総会において、資金調達の株主からの質問に関し、2023年度に計画していた投資有価証券の譲渡を進めて、それにより得た資金で賄うとのニュアンスの回答をしている。

さらに、2025年2月14日(金)第21期2024年12月期決算説明資料のP.20には、投資対象先であるレトロワグラス株式会社は、2期連続で黒字化を実現できており、既に、株式譲渡による収益化のフェーズにあるものと考ええる。

このように、貴社には、投資有価証券の一部を譲渡することで、第36回新株予約権、第37回新株予約権、第38回新株予約権発行にて得た調達額を賄うことができたはずであり、株主が保有する株式価値は大きく低下させて、新株を発行する必要はなかったものと考ええる。なお、資金が必要となる時期と、譲渡の時期とが合わず、やむを得ず新株発行に至ったものあったとしても、「戦略パートナーへの株式譲渡による収益化を強化すべく、投資事業部を独立組織として再編。企業価値の精緻な算出と戦略パートナーとの交渉力強化を目的に、小泉氏を3月末より社外取締役として招聘(※)。」(2025年2月14日(金)第21期2024年12月期決算説明資料 P.13)、「戦略パートナーへの株式譲渡に向け、条件調整を継続するとともに、新たな候補先の開拓も並行して推進。」(2025年8月14日(木)第22期2025年12月期第二四半期決算説明資料 P.8) とのことであるから1年以内での譲渡は十分に可能と考える。

よって、貴社が、1年以内に投資有価証券、すなわち、米国法人エンハンス、及びレトロワグラス株式会社等の株式を一部売却し、それをもって、第36回新株予約権、第37回新株予約権に基づき大量に発行した新株を買い戻し、既存株主に還元する(実際には、元に戻るだけであり、何らの還元にもなっていないが)との上記提案は、合理的な内容であると考ええる。

なお、貴社は、2015年12月期より10期連続して営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上という、事態を引き起こしている。“継続企業の前提に関する注記”の解消もなされていない。この間、株主には何の利益もなく、逆に、度重なる新株発行と、株価下落(2015年、700円台==>2025年、30~40円台)を引き起こし、著しい損失を被っている。株主軽視も甚だしい。